

森林・林業・木材産業の活性化に向けた施策を求める意見書

近年、地球温暖化防止が世界的な課題となり、温室効果ガス削減に向けた国民の意識も大きく変革する中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材には、かつてない強い期待が寄せられている。

しかしながら、先般の世界的な経済危機は、我が国の経済に深刻な影響を与え、それに伴う木材需要の縮小と長引く価格の低迷は、とりわけ経営基盤の脆弱な林業・木材産業を危機的な状況に陥れている。特に本県は、全国有数の林業県であるがゆえに最も厳しい状況を強いられる立場にあり、森林・林業を基幹産業とする山村は崩壊の危機に立たされている。

よって、国におかれては、外材に負けない強い林業・木材産業の構築に向けて「森林・林業再生プラン」に基づき、今後、森林整備を着実に推進し、国産材の利用推進などにより林業・木材産業を活性化するため、下記事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 木材自給率50%達成に向け、公共建築物等における国産材の利用を促進するとともに木材利用の多角化や新たな木質部材開発に向けた研究・技術開発及び木質バイオマスの利用・開発を推進すること。
- 2 環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、特に木材の炭素固定機能に着目した税制上の措置（カーボンストック減税）を実施するなど国産材需要の拡大を図ること。
- 3 創設が検討されている地球温暖化対策税（環境税）については、森林吸収源対策を推進するための安定的財源とするとともに、森林整備や林業生産活動を効率的に推進するため路網の整備を推進すること。
- 4 木材価格の長引く低迷による厳しい状況を深刻に受け止め、森林整備に要する費用相当額交付による森林所有者の負担軽減措置を行うことにより森林経営意欲の向上を図ること。
- 5 水源林造成事業を含めた公益性の高い森林の整備を推進するための組織体制の確保を図るとともに、施業放棄林など民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

宮崎県議会

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	江田	五月	様
内閣総理大臣	菅	直人	様
財務大臣	野田	佳彦	様
農林水産大臣	山田	正彦	様
経済産業大臣	直嶋	正行	様
環境大臣	小沢	鋭仁	様